

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

(目次)

前文

- 第1章 総則(第1条 第7条)
 - 第2章 基本的施策及び取組等(第8条 第11条)
 - 第3章 配慮及び相談等に対する体制(第12条 第15条)
 - 第4章 雑則(第16条・第17条)
- 付則

(前文)

しかしながら、現在においても、女性、子ども、高齢者、障害者等の差別や偏見などをはじめとした人権課題が依然として存在している。

また、近年では社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害、ハラスメントのほか、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見など、人権課題はより複雑化かつ多様化している。

よってここに、区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、互いに人権を尊重し、差別や偏見なく自分らしく生きることができる社会を実現するために、葛飾区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。

(目次)

前文

- 第1章 総則(第1条 第7条)
 - 第2章 基本的施策及び取組等(第8条 第11条)
 - 第3章 配慮及び相談等に対する体制(第12条 第15条)
 - 第4章 人権施策推進会議(第16条 第23条)
 - 第5章 雑則(第24条・第25条)
- 付則

(前文)

しかしながら、女性、子ども、高齢者、障害者等の差別や偏見などをはじめとした人権課題が依然として存在している。近年ではインターネット上の人権侵害、ハラスメントのほか、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見など、人権課題はより複雑化かつ多様化している。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、人々のきずなや地元への愛着が強く、下町人情あふれる土地柄が地域の魅力となっているかつしかにおいては、困った人に手を差し伸べ、足りないところは補い合う人々の優しさ、差別や偏見なく自分らしく生きることができる、人権尊重のまちづくりを目指していく。

よってここに、区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、全ての人々が互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会を実現するために、葛飾区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、職業、宗教、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、区民一人ひとりが人権と多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 区は、前項の規定による施策の推進に当たっては、区民、事業者等及び関係機関との連携及び調整を図るものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、社会のあらゆる分野の活動において、人権を尊重し、差別及び偏見をなくす社会を推進するよう努めるものとする。

2 区民は、前条第1項の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、差別を助長する一切の行為

(人権課題に関する取組)

第11条

2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。

(7) 疾病等に起因する差別及び偏見を防止するため、知識を普及啓発すること。

第3章 配慮及び相談等に対する体制

(情報の発信及び拡散に当たっての配慮)

第13条 何人も、情報の発信及び拡散に当たっては、人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、区民一人一人が人権**及び**多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 区は、前項の規定による施策の推進に当たっては、区民、事業者等との連携及び調整を図るものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、社会のあらゆる分野の活動において、人権**及び多様性**を尊重し、差別及び偏見をなくす社会を推進するよう努めるものとする。

2 区民は、前条第1項の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 何人も、あらゆる場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(5) 前3号に掲げるもののほか、差別**及び差別を助長する**一切の行為

(人権課題に関する取組)

第11条

2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。

(7) 疾病等に起因する差別及び偏見を**防止すること。**

第3章 配慮及び相談等に対する体制

(情報の発信及び拡散に当たっての配慮)

第13条 何人も、情報の発信に当たっては、人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

第4章 人権施策推進会議を追加(第16条から第23条)右記のとおり

第4章 人権施策推進会議

(設置)

第16条 区は、区民及び事業者等一人ひとりが人権と多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するため、葛飾区長(以下「区長」という。)の附属機関として、葛飾区人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第17条 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申すること。

(1) 人権課題に関する事項

(2) 人権施策の推進及び実施に関する事項

(3) 第7条の禁止事項に関する事項

(4) 第10条の犯罪被害者等に対する支援に関する事項

(5) 第15条の規定に基づく、区民及び事業者等からの人権侵害に関する相談等を受けた場合に必要となる調査方法、助言及び指導など、解決のための支援策に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、全ての人々の人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するために、必要と認めた事項については、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第18条 推進会議は、区長が委嘱する委員17人以上をもって組織する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

第20条 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査)

第21条 推進会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第22条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第16条 区は、人権施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

第5章 雑則

(財政上の措置)

第24条 区は、人権施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。

(5) 子ども 区内に在住し、在学し、在勤する等、区内において生活し、及び活動する18歳未満の人をいう。

(6) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者をいう。

(8) 疾病等 後天性免疫不全症候群、ハンセン病等及び新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の疾病をいう。

(禁止事項)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

(2)相手の心身を傷つけるいかなる暴力又はハラスメント行為

(犯罪被害者等に対する支援)

(第10条第1項削除)

第10条 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 区は、犯罪被害者等が置かれている状況及び二次被害に対する区民及び事業者等の理解を深めるため、第8条第2項の規定に基づき広報、啓発その他必要な施策を行うものとする。

(人権課題に関する取組)

第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。

2 区は、第8条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を教育し、及び啓発するものとする。

(3) 高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者の人権を尊重すること。

(6) 外国人に対する差別及び偏見の解消に関すること。

(7) 疾病等に起因する差別及び偏見を防止するため、知識を普及啓発すること。

(9) 犯罪被害者等への差別及び偏見の解消に関すること。

(仮称)葛飾区人権基本条例 新旧対照表

(2025_0331 現在/条例懇談会意見照会時)

旧(20241021 第1回懇談会時点)

新(20250331 第2回懇談会付議時点)

(10) 採用、労働条件等に関する差別及び職場内での様々なハラスメントを防止すること。

(11) インターネット上の誹謗中傷、差別及び偏見の解消に関すること。

(12) 避難所における被災者のプライバシーが確保され、災害時における子ども、高齢者、障害者、外国人等への十分な配慮が行きわたるよう、被災者の状況を理解し、人権を尊重すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、その他の人権課題に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する葛飾区人権施策推進指針は、第8条第1項の規定により策定したものとみなす。